

参 考 资 料

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び

保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者(権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。)及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。)の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分(重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。)に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりに県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

三重の森林づくり基本計画

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気、県土の保全など私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。また、レクリエーションや癒しの場として健康で快適な生活を送るための大切な役割を果たしています。

近年においては、地球温暖化の防止や生物多様性の確保など森林の地球環境の保全に果たす役割は重要性を増しており、木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源として見直されてきています。

このように、森林は私たちにとって大変重要な存在ですが、過去には幾度か行きすぎた伐採による森林の危機がありました。

しかし、その都度、先人達の努力で森林を再生させ、豊かな森林が保たれてきました。そして私たちは、森林とともに生き、森林から供給される木材を生活に巧みに取り入れる「木の文化」を育んできました。

また、江戸時代から活発な林業が展開されてきた三重県では、森林は、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して守り育てられ、林業は、山村地域の生活、経済を支える産業として重要な役割を担ってきました。

しかし、これまで三重の森林を育んできた林業は、木材価格の低下や需要の減少などにより生産活動が停滞し、活力が失われています。

スギやヒノキなどの人工林は、人が手を加えなければ健全な森林に育たず、公益的機能も十分に発揮されませんが、戦後造林され利用可能なまでに生長した人工林の多くが有効に活用されず、手入れ不足から荒廃の危機に直面しています。森林は今、これまでの伐採による危機とは違い、放置されることによる危機、伐採されないことによる危機に瀕しています。

また、私たちの暮らしの中では、利便性の追求や生活様式の変化等から鉄やアルミニウムなど人工の材料が木材に代えて利用されるようになるとともに、「森林」や「木」と「人」との関係も次第に希薄になり、これまで培ってきた「木の文化」の崩壊も懸念されるところです。

水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくためには、「緑の循環」を円滑にするとともに人工林の針広混交林への誘導等を進め、森林を社会資本として将来にわたり継続して適正に管理していくことが必要となっています。

そのために私たちは、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を良く理解し、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら森林づくりを計画的に進めていく必要があります。

こうした取組を着実に進めるため、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 基本計画の期間

基本計画は、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向性などを定めており、計画期間は20年間（平成18年度～37年度）とします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給のほか、水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	~2015年(H27)	~2025年(H37)
間伐実施面積(累計)	7,249ha	80,000ha	140,000ha

*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

*現状値は、2004(H16)年度単年の間伐実施面積です。

【指標選定の理由】

森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが必要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増大しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることに

ら、これを支える林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2003年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	3 1 3 千m ³	3 2 8 千m ³	3 4 5 千m ³

*数値は、木材需給報告書の統計数値によります。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	2 7 0 人 5 0 0 回	5 0 0 人 2, 0 0 0 回	7 5 0 人 3, 0 0 0 回

*数値は、2006(H18)年から取り入れる県のデータベースに登録した指導者数とその活動回数です。

*現状値は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数及びその活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの参加者数	1 0, 0 0 0 人	2 0, 0 0 0 人	3 0, 0 0 0 人

*数値は、県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1 - (1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1 - (2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により、重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2 - (1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上を図ります。

2 - (2) 担い手の育成及び確保

将来にわたり適切な森林の整備が行えるよう、森林づくりの担い手の確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

2 - (3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、住宅建築や公共事業等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3 - (1) 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3 - (2) 森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成などを図ります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4 - (1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

4 - (2) 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画意識を高める取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の、今後10年間に必要となる施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1 - (1)】

(1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用も図りつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めます。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1 - (2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適切な運用を図ります。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理を進めるため、森林の機能の発揮状況の把握に努めるとともに、森林GISを活用した森林資源データの整備や情報の提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させる森林造成の研究に取り組みます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2 - (1)】

(1) 森林施業の団地化・共同化の促進

零細分散化している森林所有者の森林整備や木材生産を進めるため、森林組合などの林業事業体を中心として森林を適正に管理し、作業の団地化・共同化による採算性の向上を図るとともに、流通・加工と連携した計画的な木材供給を進める仕組づくりに取り組みます。

(2) 林業の生産基盤整備の促進

森林施業が効率的に実施できるよう、自然環境に配慮し、地形や施業形態に応じた林道や作業道等の計画的な整備を進めます。

また、伐採作業の効率化や安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入や現場条件にあった低コスト作業システムの普及を進めます。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこや木炭などの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供します。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組みます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2 - (2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行います。

また、新規就業者の定着率の向上や人材の育成を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成するため、経営支援や機械化の促進などにより経営改善や林業生産の効率化を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域における生活環境を向上して担い手の定住を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な生活環境の確保を図ります。

5 県産材の利用の促進【基本施策2 - (3)】

(1) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や三重の森林づくりにおける県産材利用の意義について、広く普及啓発を行い県民の理解の促進と意識の高揚を図ります。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

県産材『三重の木』認証制度の普及などにより、品質の確かな県産材の供給を進めます。

(3) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した家づくりが進められるよう、木材関連業者と工務店、建築士等との連携による住宅相談窓口の設置などの取組を進めます。

(4) 公共施設等の木造・木質化の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、国、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

(5) 間伐材等の利用の促進

県が実施する公共工事等で間伐材の利用を積極的に進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への間伐材利用を働きかけます。

また、森林づくりや製材過程で発生する残材等の未利用資源の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギーなど新たな利活用を進めます。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3 - (1)】

(1) 新たな森林の活用の促進

熊野古道の活用や森林療法など、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つ潜在的な価値を活かした新たなビジネスの展開を支援するなど、魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 都市と山村との交流の促進

都市住民の新しいふるさととして、豊かな自然や文化など山村地域の持つ魅力を活かした体験交流を進めます。また、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を図ります。

(3) 里山の整備及び保全活動の促進

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化遺産等の保全

貴重な文化資源である巨樹・古木等の保存に努めます。また、木造古民家等の活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3 - (2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供するとともに学習の機会の増大を図ります。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習できる場を確保するとともに、インタープリター（森の語り部）の育成など、受け入れに必要な条件整備を進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民への森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者の育成などを進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援【基本施策4 - (1)】

(1) 森林づくりへの県民参加の促進

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、活動場所の確保や指導者の育成、情報の提供などを行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援します。

(2) 計画づくりへの県民の参画

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりや木材利用の計画づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

緑化活動に取り組む団体と連携して、花木の植栽などの身近な緑化活動の促進を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4 - (2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施します。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

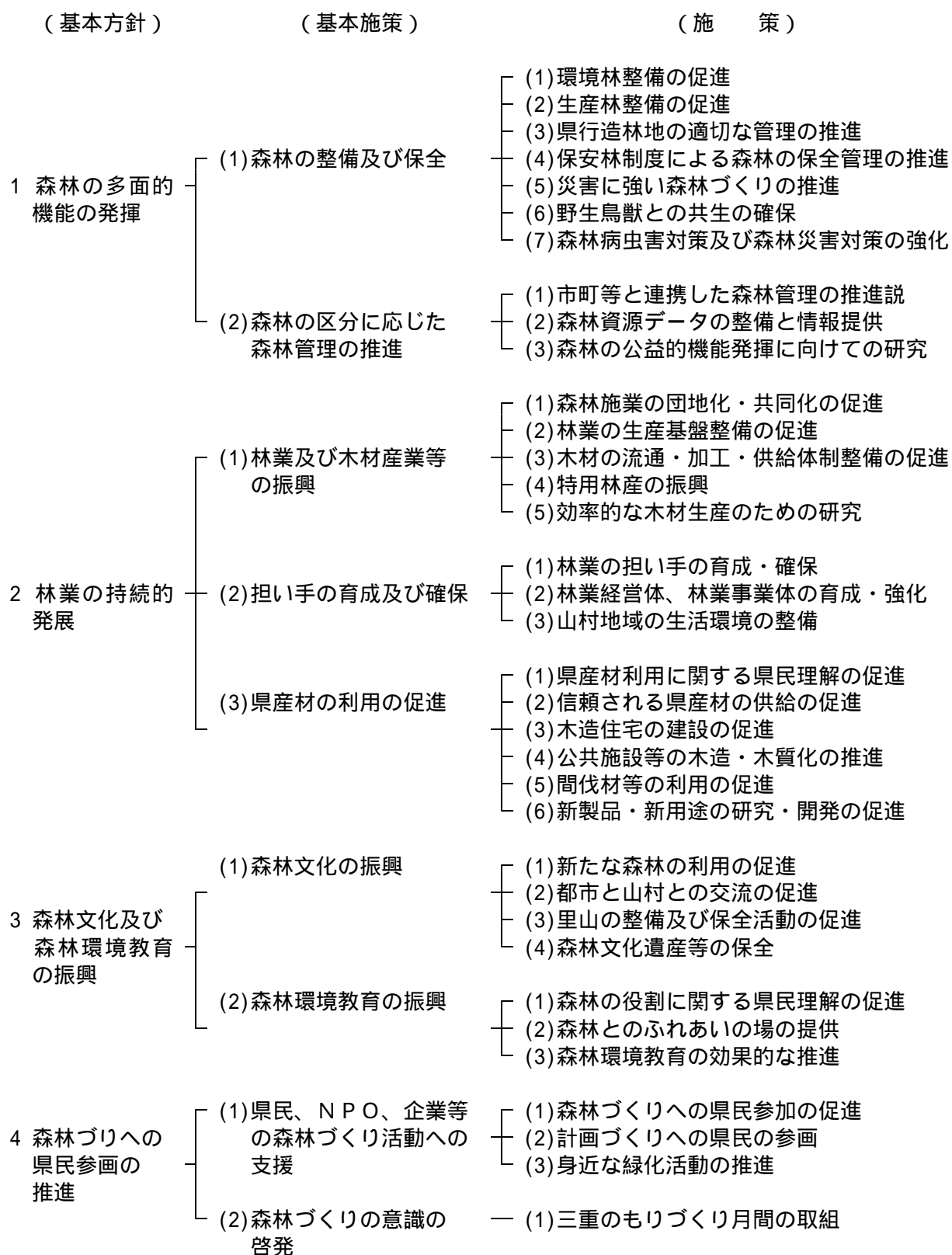
2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

3 計画の見直し

本計画は、20年後（平成37年度）を見通した森林づくりの展開方向と今後10年間に必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化など必要に応じ、計画の見直しを行います。

三重の森林づくり基本計画の施策体系



用語解説

ア

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

カ

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

木の文化

暮らしと森林や木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅や家具、日用品など様々な形で生活に巧みに取り入れること。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結び、民有林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーパンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワード、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

サ

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林^{しんたんりん}の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木^{かんぼく}を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

(社)全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林の(有する)公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくはない大切な森林の働き。

森林の(有する)多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産の森林がもつ機能。

森林療法

森林のもつ快適性増進効果や癒し効果を、医療やリハビリテーションに役立てること。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民

グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

スイングヤーダ

建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

スキッダ

伐倒木を牽引式けんいんしきで集材する集材専用トラクタ。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用行う森林。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ

タワーヤーダ

架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ

ハーベスタ

伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フェラーバンチャ

樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

フォワーダ

玉切りした材をグラブプルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

プロセッサ

伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

分収契約

植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合うため、森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいはこれらに費用負担者を加えた3者で結ぶ契約。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

マ

三重県型森林ゾーニング

森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

「三重の木」認証制度

木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明すると共に、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ラ

林家

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。2000年世界農林業センサスでは、これらのうち1 ha以上の山林を所有、借入などにより保有するものを「林家」としている。

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林内に放置される残材。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくくりにし、林齢1～5年生を 齢級、6～10年生を 齢級と数える。